会計	繰越	検算	転記		
(十)	(十)	(+)	(オ)(手)(中)		

第７号様式（第９条関係）
（その１）

広島県選挙管理委員会 受付 27.7.31 時 分

（平成 26 年分）
収　支　報　告　書

（ふりがな）	かわいかつゆきこうえんかい「みつやかい」れんごうかい
1. 政治団体の名称	河井克行後援会「三矢会」連合会
2. 主たる事務所の所在地	広島県広島市安佐南区安東2-1-22
3. 代表者の氏名	伊藤　仁
4. 会計責任者の氏名	酒井　玲子
事務担当者の氏名	酒井　玲子
（電話）	082-832-7301

受付 27.8.14 収支公開室 第　号

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 特定パーティー開催団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号

公職の種類　衆議院議員（現職）
公職の候補者氏名　河井　克行

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

団体コード	届出年月日	年分
4	19 24	25 26

確認事項	チェック	確認事項	チェック
名寄せの有無	有・無	提出団体リスト消込	
資産の有無	有・無		
台帳への記入			

2285

112990

（その２）

収　支　の　状　況

11 15
1	0	0	0	0

１．収支の総括表

	16		18	87 98
（１）収入総額　（①＋②）	0	1	0	350,591 円
①（前年からの繰越額）	0	2	0	350,591
②（本年の収入額）	0	3	0	0
（２）支出総額	0	4	0	10,800
（３）翌年への繰越額　（(1)－(2)）	0	5	0	339,791

11 15
1	1	0	0	0

２．収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	16		18	87 金　額 98	126 員　数 134
	0	1	0	円	人

11 15
1	1	0	1	0

（２）寄附					
ア　寄附の区分（イを除く）	16	REC No.	18	87 金　額 98	備考
（ア）　個人からの寄附	0	2	0	0 円	
（うち特定寄附）	0	3	0	0	
（イ）　法人その他の団体からの寄附	0	4	0	0	
（ウ）　政治団体からの寄附	0	5	0	0	
小　　計（(ア)＋(イ)＋(ウ)）	0	1	0	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	6	0	0	
イ　政党匿名寄附	0	7	0	0	
合　　計（小計＋イ）	9	0	0	0	

11	13	
3	0	0

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	14	18	金　　額	98	備　　考
1　経常経費					
（１）人件費	1	0 0 1 0	0	円	
（２）光熱水費	1	0 0 2 0	0		
（３）備品・消耗品費	1	0 0 3 0	0		
（４）事務所費	1	0 0 4 0	10,800		
小　計（(1)～(4)）	1	0 9 0 0	10,800		
2　政治活動費					
（１）組織活動費	2	0 0 1 0	0		
（２）選挙関係費	2	0 0 2 0	0		
（３）機関紙誌の発行その他の事業費	2	0 0 3 0	0		
ア　機関紙誌の発行事業費	2	0 0 4 0	0		
イ　宣伝事業費	2	0 0 5 0	0		
ウ　政治資金パーティー開催事業費	2	0 0 6 0	0		
エ　その他の事業費	2	0 0 7 0	0		
（４）調査研究費	2	0 0 8 0	0		
（５）寄附・交付金	2	0 0 9 0	0		
（６）その他の経費	2	0 1 0 0	0		
小　計（(1)～(6)）	2	0 9 0 0	0		
合　　計	2	0 9 9 9	10,800		

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　事務所費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
会計監査費	10,800円	H26.8.12	吉岡　典昭	広島県広島市安佐南区中須２－１１－１２	
この頁の小計	10,800				
その他の支出	0				
合　計	10,800				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	（　事務所費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
会計監査費	10,800円	H26.8.12	吉岡　典昭	広島県広島市安佐南区中須2-11-12	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	10,800				
その他の支出	0				
合　計	10,800				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成　27　年　7　月　31　日

政治団体の名称　河井克行後援会「三矢会」連合会

会計責任者の氏名　酒井　玲子　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　　㊞

（備考）

１　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

２　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

平成27年 7月27日

河井克行後援会「三矢会」連合会
代表 伊藤 仁 殿

登録政治資金監査人　仁牙現之
登　録　番　号　第 4815 号
研修終了年月日　平成27年1月28日

1 監査の概要

（1） 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、河井克行後援会「三矢会」連合会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2） この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3） 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4） この政治資金監査は、河井克行後援会「三矢会」連合会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1） 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2） 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

河井克行後援会「三矢会」連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、河井克行後援会「三矢会」連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上